



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月2日火曜日 第2215号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	856
保安林予定森林.....	856
新たな土地改良事業の施行の認可（3件）.....	856
道路の区域変更（県道東予玉川線）.....	856
指定道路の指定.....	857

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	857
----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市小松町南川、小松町新屋敷及び氷見地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業、ため池等整備事業、農地保全事業・小松南川地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年11月4日から平成22年12月2日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁及び小松総合支所

○愛媛県告示第1222号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字イノコ谷丁439の8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居ポンプ地区）の施行を平成22年10月21日認可した。

平成22年11月2日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋の井出地区）の施行を平成22年10月21日認可した。

平成22年11月2日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東相生地区）の施行を平成22年10月21日認可した。

平成22年11月2日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	今治市朝倉上甲1017番1から 同市朝倉上甲758番6まで	旧	メートル 5.0～27.0	キロメートル 1.060	
			新	5.0～27.0 9.0～52.0	1.060 1.075	

○愛媛県告示第1227号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年11月2日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年10月21日

3 指定道路の位置

八幡浜市保内町喜木1番耕地39番1

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 27.55メートル

(2) 幅員 4.80メートル

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年10月22日	特定非営利活動法人 愛媛県IT推進協会	田 崎 三 郎	松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル	この法人は、急速に変化するIT分野において愛媛を先進県にするために、情報通信技術を活用し、県民の安心・安全、福祉の向上、及び地域産業、経済の発展に貢献するための支援をする。また、地域の情報通信基盤の充実、情報通信分野の人材の育成・集積の促進を図り、情報通信に関する知識の普及に寄与することを目的とする。